

2. 区民生活部

整理番号 NO8

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 自治会・町会会館の整備助成

費目 総務費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 58 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法等

種類	金額等
新築・改築等	基準単価により算出した経費の 50% 限度額 1,500 万円
会館用地購入	固定資産税評価額の 50% 限度額 500 万円
修繕	主要構造部の修理等で区長が必要と認める経費の 50% 限度額 300 万円
解体	既存建物の全部を解体する場合は区長が必要と認める経費の 50% 限度額 50 万円

補助金交付対象となる会館は、次の要件を満たしたものとする。

- ・ 原則として、床面積 50 m²以上であること。
- ・ 地域住民の集会、催物、葬祭の場等として利用されること。
- ・ 維持及び管理運営が自主的かつ自立的に行われること。
- ・ 地域の防災対策として、防火貯水槽、防災資器材置き場等の設置に努めること。

交付先名称 自治会・町会

交付件数 16 年度 修繕 1 件 新築（解体含む）1 件

補助の目的

自治会・町会が地域住民の福祉の増進と自主的活動を強化するために設置する、自治会・町会会館の新築、増築改築もしくは既存建物の購入もしくは用地取得又は解体もしくは修繕に要する経費の一部を補助する。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	43,500	38,500	38,500
予算現額	43,500	38,500	
実績	35,800	16,158	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「大田区自治会町会会館建設補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有
理由

会館を有する自治会・町会は 6 割を超えているが、整備が必要な自治会もある。会館を建設購入修繕するすべての自治会・町会を対象にしている。地域活動の拠点としての重要性が高まっている。

自治会・町会の要望により、平成 13 年 4 月から補助金の限度額を一部増額している。

【監査の結果】

特になし

【意見】

補助金の交付時期については、完了届が提出され金額が確定した後となっているが補助金の多寡、申請者の請負代金の支払い条件を勘案して、他の補助金と同様に的確な条件を備えた概算払いの制度を要綱に加えることを検討されたい。

整理番号 NO9

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 自治会・町会設置防犯灯維持費補助金

費目 総務費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 42 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

補助金は、予算の範囲内で交付することとし、その年額は次に掲げる額の合計とする。

- (1) 1 本当たりの年間電気料金の平均単価に、防犯灯数を乗じて得た金額。
- (2) 1 本当たりの年間修理代に防犯灯数を乗じて得た金額。

交付先名称 自治会・町会

交付件数 211 団体 (7,556 本 平成 16 年 5 月 1 日現在)

補助の目的

自治会・町会が設置した防犯灯について防犯灯維持管理費補助金を交付することにより、地域の防犯を図り、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

予算・実績 (平成 15 年から平成 17 年)

(単位 : 千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	32,758	32,904	33,247
予算現額	32,758	32,904	
実績	31,482	31,516	

負担割合 (国 : 都 : 区) 0 : 0 : 100

交付要綱名称

「自治会・町会設置の防犯灯維持管理費補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討 : 見直し有

理由

凶悪な犯罪が増加しているなか、地域の安全確保のため必要である。

電気料金は毎年1灯当たりの平均単価を算出している。修理代は必要最小限と考えられる。防犯灯を設置している自治会・町会すべてに対応している。

【監査の結果】

自治会・町会設置の防犯灯維持管理費補助金交付要綱第4条には、「補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、その年額は次に掲げる額の合算額とする。(1)1本当たりの年間電気料金の平均単価に、防犯灯数を乗じて得た額(2)1本当たりの年間修理代に防犯灯数を乗じて得た金額」と規定されている。

しかし、現状の補助金額は、電気料金については、(1)各自治会・町会の4月の電気料の加重平均単価(自治会・町会の4月の電気料を合計したものを合計本数で除したもの)によっているため、要綱の算出基準とは異なる。

その結果、各自治会・町会の受ける補助金は、実費と比較して多くなる場合と少なくなる場合が生じることとなる。補助金の交付の公平性の観点からは、実費を補助する考え方がひとつには考えられる。また、基準本数と基準単価を算定して定額を補助するという考え方もある。

修理代については、要綱にある「1本当たりの年間修理代」を要綱設定以前からの定額補助として算出している。改めて、実績を把握の上、交付方法を見直すか、要綱を実態に沿って適切に改定するか検討されたい。

【意見】

特になし

整理番号 NO10

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 大田区文化振興協会運営費・事業費補助金

費目 総務費 区民生活費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和 62 年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
管理運営費補助	予算の範囲内

交付先名称 財団法人 大田区文化振興協会

交付件数 1 件

補助の目的

財団法人大田区文化振興協会に対する助成に関する条例（条例 25 号）に基づき財団法人大田区文化振興協会の管理運営に関して補助を行う。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	214,652	319,655	300,881
予算現額	214,652	319,655	
実績	178,690	288,688	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

「財団法人大田区文化振興協会補助金交付要綱」

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し有理由

平成 12 年 9 月の財団法人経営改善検討委員会報告書を受けて平成 13 年 3

月で文化振興協会経営改善検討会より報告書が出て、これに伴い具体的な 8 項目について、スケジュールを掲げて見直しの実現を図る。

【監査の結果】

消費税申告納税額が補助対象経費となっている。

平成 15 年度より平成 16 年度にかけての補助対象費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度
運営費補助金	92,200	204,397
(うち消費税補助)	(921)	(2,247)
事業費補助金	86,490	84,290
(うちU協議会助成金)	(16,855)	(19,080)
合計金額	178,690	288,688

消費税は、原則として課税売上時に消費税を預かり(仮受)課税仕入時に消費税を支払い(仮払)差引預かり残額があればこれを納税し、差引仮払い額が超過していれば還付を受けるという構造である。このような構造から考えて、本来的には補助の対象とする項目ではなく、補助の対象からは除外すべきである。

なお、補助金精算書における租税公課(消費税申告納付額)精算額は 2,247 千円であったが、実際の消費税申告納付額は 2,119 千円であった。これは精算書提出日より消費税の申告書提出日が遅いことに起因している。しかし、補助金精算に関する見込額と実績額が異なった場合には何らかの追加的精算が望まれる。

【意見】

U協議会について

上表において内訳を示したように、財団法人大田区文化振興協会(以下、「文振」と称す)に対する大田区の補助金は、その一部をU協議会(以下、「協議会」と称す)への助成金として支出している。協議会への助成金支出に関しては、文振において補助要綱を作成しており、これに基づいて助成事業が行われている。協議会への助成は一次的には文振の事業だが、その原資は大田区より文振への補助事業の対象経費であることから、文振への補助事業の所管である区民生活部区民生活課でその執行の監督をより強化されたい。

- 1) U 協議会事業活動助成金交付要綱第7条には会計年度終了後、事業実績報告書（活動報告書及び事業会計決算書、助成額の精算書）の文振理事長への提出が義務付けられている。しかし、活動報告書及び助成額の精算書は毎年提出されているが、事業会計決算書の提出は、なされていないし、徴収もしていなかった。補助事業の執行あるいは精算を審査するためには事業会計の決算書が必要であり、確実にその入手を図るべきである。
- 2) U 協議会事業活動助成金交付要綱第7条に定める事業実績報告書の提出期限は会計年度終了後20日以内（すなわち4月20日）とあるが、監事による会計報告は5月2日付となっていた。監事による会計報告日付をもって収支報告書は確定すると考えられる。確定後の収支報告書に基づく補助金の精算を行うべきであり、20日以内の決算の確定が困難であるのであれば、要綱上の提出期限を見直す必要がある。

文振は、予算申請時は受託事業費の中に人件費を計上していたが、これらを精算時には事業費へ算入している。人件費に関する事業費と受託費の区分が不明確であり、自主事業と受託事業での収入と支出が適切に対応できていない収支となっている。事業ごとの収支の実態を計算し、活動別の収支状況を把握するのが決算書の重要な機能の一つと考えられる。補助金との関連からも正確な事業活動別収支計算を行うべきである。

補助金精算総括表から人件費予算科目別内訳表への対応が非常に把握し難く、現状では結果として効率的なチェックを行う状況になっていない。内訳表の合計額は総括表に記載された数値と連携するような精算書体系を検討すべきである。

自主事業運営積立預金引当金は引当金として処理されているが、その用途は必ずしも限定されてはいないことから、この引当金の性質は余剰資金の内部留保と解せざるを得ない。内部留保にもかかわらず引当金と処理していることから負債の部に計上され、純資産を実数値より少なくしてしまっている。補助金執行における財団の財政状況を把握する場合にその性格を正確に理解されたい。

平成16年度確定の収支決算書と補助金精算書が以下のように一致してい

ない。確定した収支決算書と整合が無い補助金精算書では適正な精算が行われたかどうか判断しがたい。

(単位：円)

補助金精算書			財団決算書計上科目
給料手当	給与	150,536,162	給料手当
	共済組合事業主負担金	7,905,420	福利厚生費
	労災総合保険	129,360	保険料
	区派遣職員旅費交通費	54,500	旅費交通費
福利厚生費・福利厚生委託費	社会保険料	8,940,511	福利厚生費
	労働保険料	1,592,216	福利厚生費
	退職金積立金	1,124,800	退職給与積立金支出
	勤労者共済掛金	105,000	福利厚生費
	健康診断受診量	137,833	福利厚生費

収支計算書と補助金精算書の全体を検証した結果、これらの差異は主として決算確定前に精算書を作成したことや相互に処理科目が相違していることが原因であり、結果として全体の精算金額に問題は見当たらなかった。しかし、必ず決算確定後に精算手続きを行い、収支決算書と補助金精算書の一致が容易に確認できるようにすべきである。

文振への補助事業に事業費補助金として予算計上されていた広告事業印刷製本費 4,005 千円が精算実績 0 円として補助金精算の対象から外れていた。当該項目の支出は実際になされており、補助事業は実施されていたにもかかわらず、文振のチケット収入の計画以上の伸びにより資金的余裕が生じたため、文振の負担としたとのことであった。補助事業として予算申請された項目に関しては、実績があった以上、資金的余裕如何の解釈が入る余地は無く、補助金精算額を増減させる適切な理由には当たらない。広告事業印刷製本費の予算申請手続きならびに予算執行について見直されたい。

平成 13 年 3 月 27 日付の文化振興協会経営改善検討会の報告書の中に、改善提案として「区派遣職員の削減と文化振興協会職員の採用」という項目が含まれていた。ここで「区派遣職員でなければできない事務以外は、文振の採用職員で行うべきである」として、区派遣職員および固有職員（区OB職員）の削減が提言されており、これを受けて当時文化振興協会ではスケジュール

を定め、具体的な削減策（以下、削減案という）が示された（平成 17 年度末区派遣職員 2 名の予定）。

一方、処理の変更としては、平成 16 年度は給料負担に関する扱いが変更（関係法令の改正によるもの）となり、従来、区から給料を支給されていた派遣職員について文振で給料を負担することとなった。これに伴い研修派遣切替経費（102 百万円）という項目で運営費が増加し、この増加分は補助の対象となり、結果として従来の区の給与負担から文振への補助金執行内容が増加となっている。

平成 13 年の当該削減案が示されてから現在までに状況が変化した部分もあると考えられが、平成 16 年度末現在、区からの派遣職員は 11 名在籍していることから、上記処理の変更ではなく、実質面で、当該削減案に基づき改善された点が明確ではないと解される。今後も一層、実質的な経営改善に資する計画を作成され実行されたい。

整理番号 NO11

部 区民生活部

課 区民生活課

事業名 指定保養施設補助金

費目 総務費 区民生活費

補助区分 継続

補助開始年度 昭和63年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
松や利用者	1泊3000円
京急ホテル利用者	1泊3000円

交付先名称 指定保養施設代表者

交付件数 2件

補助の目的

区民の健康増進に寄与し、その福祉の向上を図るため民間施設を区民保養施設として指定（指定保養施設）し、その利用に際し契約料金の一部補助を行う。

予算・実績（平成15年度から平成17年度）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	21,600	21,240	21,240
予算現額	21,600	21,240	
実績	19,317	16,227	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区指定保養施設に関する要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

好評な事業であり、今すぐに見直しをするのは難しいと考えられるため。

【監査の結果】

特になし

【意見】

指定保養所の指定先および一人一回の利用につき区が補助する金額については昭和 63 年の導入当初に決められて以来、17 年間見直しを行われていない。指定先及び金額の見直しは継続して一定期間ごとに行うことが望ましい。

以下のような近年の利用者数の減少からも見直すべき余地があると考えられる。

指定保養施設利用状況

(単位：人)

指定保養所名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
松や	4,468	4,527	3,750	3,438	3,368	2,664
京急ホテル	4,077	3,476	3,236	3,098	3,071	2,745

昭和 63 年に 3,000 円という金額を検討した資料を入手できたが、それ以降検討資料の入手はできなかった。よって、当該金額が妥当かどうかの検討を昭和 63 年以降検討を実施しているとは言い難い。当初の検討より時間が経っていることから今後は一定期間ごとに適正金額かどうかも検討することが望ましい。

整理番号 NO12

部 区民生活部

課 防災課

事業名 防災市民組織・市民消火隊助成金

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和51年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
助成金交付	(1) 防災市民組織 防災資器材、装備品、備蓄物品、ポンプ用燃料等の購入およびその管理費 各種印刷物等作成配布経費 防災訓練、消火訓練等経費 災害弱者の支援活動に必要な経費 その他防災市民組織および消火隊の運営に必要な経費 組織世帯数により、年額 115,000 円 ~ 160,000 円。 (2) 市民消火隊 年額 110,000 円
特別助成金交付	(1) 防災市民組織が前年度の地域防災訓練（当該防災市民組織全員を対象とし訓練項目が 2 項目以上のもの）実績に対して、1 回に限り助成金交付の 20% に相当する額を交付 (2) 消火隊の前年度訓練実績に対して、訓練 1 回につき 3000 円を交付（年 10 回を限度）

交付先名称 防災市民組織及び消火隊

交付件数 防災市民組織 204 組織 市民消火隊 139 隊

補助の目的

自治会・町会を母体とし、かつ、自発的に活動する防災市民組織および消火隊に対して予算の範囲内で防災資器材を支給し、または助成金を交付することにより大地震およびその他の災害に、その被害の軽減を図るとともに、応急対策の確実かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

予算・実績（平成 15 年から平成 17 年）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	48,403	49,790	49,960
予算現額	48,512	49,790	
実績	48,512	48,696	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

防災市民組織等に対する資器材の助成および助成金交付要綱

見直しの状況

平成 13 年 4 月 1 日現在での見直しの検討：見直し無
理由

阪神淡路大震災の教訓から、地域ぐるみの防災協力体制の確立・促進が望まれており、防災市民組織の役割は増大している。また、地域住民の防災意識の高揚に伴い、地域防災訓練・消火隊訓練が活発化していることから、防災市民組織運営育成のための助成金は必要である。

【監査の結果】

自治会・町会を母体とする防災市民組織に対して、平成 16 年度特別助成金が交付されているが、事業実績報告書では特別助成金交付の条件である地域防災訓練の実施が記載されていない。実施確認は、少なくとも事業実績確認書で行うべきである。事業実績報告書に記載のない団体（15 団体）に対しては、全てに実施確認の上、当該報告書を提出してもらうように指導されたい。

	自治会・町会名	特別助成金
1	A 自治会	23,000
2	B 自治会	23,000
3	C 会	24,000
4	D 町会	24,000
5	E 自治会	24,000
6	F 町会	23,000
7	G 町会	26,000

8	H会	23,000
9	I町会	23,000
10	J自治会	26,000
11	K会	24,000
12	L町会	23,000
13	M自治会	23,000
14	N町会	24,000
15	O町会	24,000

次の平成 15 年度事業報告書兼収支報告書では、収入金額が支出金額を上回っている（数千円から十数万円）。
この場合の取扱を要綱で明確にする必要がある。

組織名
P自治会
Q消火隊
R自治会

【意見】

次の助成金振込先が自治会名などの肩書がない個人の口座になっている。
自治会・町会への補助金であり、自治会名などの肩書きのない個人口座への振込みは望ましくない。

自治会・町会名	口座名義人
S町会	個人名
T町会	個人名
U自治会	個人名

防災市民組織への特別助成金は地域防災訓練を実施した場合に交付されるが、訓練実績を報告する“防災市民組織等事業実績報告書”の記載内容が明確でなく、交付対象となる地域防災訓練が実施されたか判断がつきにくいケースが散見される。“防災市民組織等事業実績報告書”の記載方法を改める等交付対象に該当するか否かをより明確に判断できるよう改善すべきである。

整理番号 NO13

部 区民生活部

課 防災課

事業名 消防団助成金・共済制度助成等

補助区分 継続

費目 総務費

補助開始年度 昭和24年

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
消防団助成金	3,000,000 円/団
福祉共済制度掛金助成	3,000 円/人

交付先名称 消防団

交付件数 4 団

補助の目的

消防組織法第9条の規定による消防団の強化を図るため。

予算・実績（平成15年から平成17年）

（単位：千円）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
予算額	15,510	15,510	15,510
予算現額	15,319	15,510	
実績	15,219	15,198	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

消防団に対する助成金交付要綱

見直しの状況

平成13年4月1日現在での見直しの検討：見直し無

理由

消防団の強化を図るため交付しており、削減等の見直しは難しい。

また、福祉共済制度掛金は、消防団員が死亡・傷病等になった場合の弔慰金

及び見舞金等を支給する制度の掛金であるため、削減はできない。

【監査の結果】

平成 16 年度“消防団助成金月別収支調書”の年間合計額と“消防団事業実績報告書兼収支報告書（平成 16 年度分）”の科目別金額が一致しない箇所がある。

- (1) A 消防団については、始式費を除き他の全ての科目で不一致がある。
 - (2) B 消防団については、訓練費・予防警戒費・研修費および期末の残高に不一致がある。
- C 消防団の金銭出納帳には、記載漏れ・科目の誤り等が散見される。
とも適正に処理されたい。

【意見】

D 消防団には支出証明という内部資料による支出が 10 件、領収書なしの支出が 1 件ある。外部証憑（領収書等）の裏づけを徹底するように指導されたい。

消防団員福祉共済制度掛金の助成については、定員人数で概算払し、掛金支払人数で精算する方式が採用されているが、掛金支払人数の算出方法は各消防団で異なっている。区で算出方法を統一すべきである。

消防団員福祉共済制度では日本消防協会から払戻金、日本消防協会と東京都消防協会から事務費が各消防団に支払われ、各消防団は自己の収入として処理している。払戻金は本共済の毎年の収支差額であり、区に返還されるよう指導されたい。

事務費についても補助金を原資としていることから、区に返還するのが望ましい。

整理番号 NO14

部 区民生活部

課 区民・国際交流課

事業名 子どもガーデンパーティー補助金

費目 総務費 区民生活費

助区分 継続

補助開始年度 平成 15 年（従来は委託料）

補助終了年度 継続

補助金算定方法

種類	金額
計画その他準備に要する費用	予算額全額の 8 割は 8 会場に按分
実施に要する費用	残り 2 割は共通費

交付先名称 大田区青少年対策地区委員会会長会

交付件数 1 件

補助の目的

身近な環境の中で、子どもたちが友達や地域の人々と触れ合う機会を持ち、地域の連携を深めるためのガーデンパーティーの準備および実施に要する経費の全部または一部に関する補助金を交付する。

予算・実績（平成 15 年度から平成 17 年度）

（単位：千円）

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
予算額	12,054	12,011	12,011
予算現額	12,054	12,011	
実績	12,053	11,999	

負担割合（国：都：区） 0：0：100

交付要綱名称

大田区子どもガーデンパーティー実施における補助金交付要綱

見直しの状況

特になし

【監査の結果】

特になし

【意見】

当該事業については、主催は、大田区青少年対策地区委員会であるが、区民・国際交流課と区民生活課、及び各地域行政センターの各特別出張所が、次のように、各々業務を担当して支援している形となっている。

区民生活部

区民生活課

18地区の青少年対策地区委員会（以下「青少対」と称す）の運営、地区青少対会会長会（当該補助金交付先）の運営に関する事務（当該事業の実施会議の招集等）

区民・国際交流課

補助金交付、全会場の取りまとめ調整

各地域行政センターの所管である各特別出張所

各地区の青少対の運営及び活動支援（当該事業では、会場実行委員会の事務、地区会議の招集等地区での実質的な運営支援）

このように、補助金使用等のチェック機能は、必要であるが、実際の計画、主催者関係、実施運営等、区の担当が異なり複雑な体制になっている。区の効率的な事務の支援の仕方を工夫されたい。